

令和4年  
第3回南九州市農業委員会 総会会議録

1. 日 時 令和4年3月30日(水) 午後2時～

2. 場 所 南九州市頴娃保健センター

3. 出席委員(17人)

会長	1番	松村 孝徳			
会長職務代理	2番	永山 明美			
委員	3番	福元 三徳	4番	桑代 純一	5番 松永 克生
	6番	吉崎 久男	7番	六反田 達郎	8番 松藺 勝郎
	10番	東垂水 勝秀	11番	今市 範男	12番 本木下 裕一
	13番	宮原 俊郎	15番	池田 慎	16番 下之門 信洋
	17番	東垂水美智子	18番	雪丸 泰親	19番 大隣 初美

4. 欠席委員(2人) 9番 梶山 俊孝, 14番 月野 貴大

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者及び青年等就農計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第13号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第6 議案第14号 農地法第4条許可申請に対する許可について
- 日程第7 議案第15号 農地法第5条許可申請に対する許可について
- 日程第8 議案第16号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第9 議案第17号 非農地証明願いについて
- 日程第10 議案第18号 事務局職員の任命について
- 日程第11 南九州市男女共同参画審議会委員の推薦について
- 日程第12 令和4年度農業委員会当初予算について
- 日程第13 その他

- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

## 6. 農業委員会事務局職員

農政係長 赤崎 美行

## 7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

農政係長 御起立願います。  
「一同 礼」  
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。楢山委員、月野委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 17 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 4 年第 3 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 117 頁を御覧いただきたいと思ひます。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告に移ります。事務局の報告を求めます。

農政係長 （諸般報告をおこなう。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第

19条第2項の規定により、8番 松菌 委員、10番 東垂水勝秀委員を指名し、会議書記に赤崎農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。  
お諮りします。本会議の会期は、本日3月30日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きます。日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農政係長 説明いたします。先ず、4頁～5頁でございます。  
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が4件ございました。

貸人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、借人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外です。

規模縮小によるもの1件、耕作者変更によるもの1件、農地中間管理事業への載せ替えによるもの1件、所有権移転によるもの1件です。地目の内訳は、田5筆 4,071㎡、畑14筆 14,190㎡の合計19筆 18,261㎡で、全て穎娃地域です。

続きます。8頁～21頁でございます。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が88件ございました。

貸人は、東京都の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、借人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外です。

貸人主導によるもの12件、借人主導によるもの76件のうち、農地中間管理事業への載せ替えが52件となっております。地目の内訳は、田12筆 7,368㎡、畑133筆 200,890㎡の合計145筆 208,258㎡で、穎娃地域21件、知覧地域17件、川辺地域50件です。

なお、各頁一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者及び青年等就農計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は23 頁から29 頁で、今回は、新規認定4件、再認定14件であります。

一覧表は24 頁、新規認定個別表は、25 頁からになります。また青年等就農認定が1件あります。

まず、整理番号1、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、焼酎用甘藷990 aの経営を行なっていますが、今後は、1,090 aまで規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号2、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、ブロイラー42,000羽の経営を行っていますが、今後は、鶏舎を再構築し作業の効率化を図り経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号3、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、焼酎用甘藷800 a、人参250 aの経営を行っていますが、今後は、人参の面積を増やし経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号4、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶121 a、澱粉用甘藷200 a、キャベツ300 a、高菜20 aの経営を行っていますが、今後は、澱粉用甘藷、キャベツの面積を増やし経営の安定に努めたい考えです。

4件それぞれの経営改善目標等につきましては、資料で確認をお願い致します。

また、再認定14件の個別表は、資料の27 頁からになりますので、お目通しをお願い致します。

次に、青年等就農計画認定者について説明いたします。資料は30 頁になります。

まず整理番号1、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。露地野菜、キャベツ、スイートコーン等の経営に取り組み、規模拡大により経営の安定を図りたい考えです。以上で報告事項の説明を終わります。

議長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 次に、日程第5 議案第13号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農政係長 説明いたします。33頁～34頁の3条所有権移転10件でございます。譲渡人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外の申請です。

地目の内訳は、田10筆 4,176㎡、畑16筆 18,337㎡の合計26筆 22,513㎡で、理由につきましては、規模拡大6件、規模拡大に伴う受贈1件、受贈1件、交換1件、相手方の要望1件です。

10a当たりの取引価格につきましては、田が436千円、畑が132千円から3,504千円で、地域別では、穎娃地域5件、知覧地域4件、川辺地域1件です。

なお、農地法第3条第2項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び提出されました35頁～40頁の調査書、誓約書及び営農計画書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。質問、御意見はございませんか。

吉崎委員 今売買価格を教えていただいたのですけれども、3,504千円の圃場はどこですか。

農政係長 34ページの7番です。将来的に賃貸住宅を建設する予定で金額が上がっています。

議長 他にございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。議案第13号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第6 議案第14号 農地法第4条許可申請に対する許可についてを議題といたしますが、まずもって、現地調査員から報告をお願いします。東垂水勝秀委員をお願いします。

#### 東垂水勝秀委員

報告いたします。42分の審議番号1番です。関連資料は43分から46分になります。申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番、畑 821㎡で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の持家に居住する農業者であり、持家が老朽化し手狭であることから、申請地に農家住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側、南側は畑に、東側は市道に、西側は宅地に接しています。土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農政係長 補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番の農地区分に応じた許可基準につきましては、他のいずれの要件にも該当せず、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが合意に至らなかったとのことですが、転用はやむを得ないと判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問，御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。  
議案第 14 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可については，申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。  
よって議案第 14 号に係る案件については，申請どおり許可することに決定されました。

議長 次に，日程第 7 議案第 15 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可についてを議題といたしますが，まずもって，所有権移転について現地調査員から報告をお願いします。吉崎委員をお願いします。

吉崎委員 48 頁の審議番号 1 番，2 番は関連がありますので，一括して報告いたします。関連資料は 50 頁から 55 頁になります。

審議番号 1 番の譲受人は，穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人は，穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は，穎娃町〇〇〇〇番，畑 736 ㎡で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は，市外の借家に居住する農業者であり，借家が手狭であることから，申請地を譲り受けて，農家住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側，南側は畑に，東側は里道に，西側は駐車場予定地に接しています。

審議番号 2 番の譲受人は，同じく〇〇〇〇さん，譲渡人は，穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は，穎娃町〇〇〇〇番 外 1 筆，畑 474 ㎡で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は，隣接する〇〇〇〇番に農家住宅を建築する予定ですが，市道から宅地予定地入口までの里道が狭いうえに段差があることから，〇〇〇〇番を譲り受けて，進入用通路として整備しようとするものです。併せて，来客用及び農業用車両の駐車スペースを確保するために，〇〇〇〇番を譲り受けて，駐車場として整備しようとするものです。

申請地の北側は市道に，東側は畑，農家住宅建築予定地に，南側は田に，

西側は里道，水路に接しています。住宅建設予定地と駐車場には1メートルの段差がありますが，スロープを設けて利用することでした。

土砂流出，雨水，汚水・生活雑排水，日照・通風等については，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

議長 次に，下之門委員お願いします。

下之門委員 報告いたします。審議番号3番です。関連資料は56頁から59頁になります。

譲受人は，知覧町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人は，知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は，知覧町〇〇〇〇番，畑789㎡で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は，市内の借家に居住する農業者であり，借家が手狭であることから，申請地を譲り受けて，農家住宅及び車庫・倉庫を建築しようとするものです。

申請地の北側は畑に，東側，西側は宅地に，南側は市道に接しています。土砂流出，雨水，汚水・生活雑排水，日照・通風等については，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に，松菌委員お願いします。

松菌委員 報告いたします。審議番号4番です。関連資料は60頁から62頁になります。

譲受人は，川辺町〇〇の〇〇〇〇，譲渡人は，川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は，川辺町〇〇〇〇番，畑594㎡で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は，市内で建築業・不動産業を営む法人であり，住宅建築の需要が見込まれる申請地を譲り受けて，宅地2区画を造成しようとするものです。

申請地の北側は里道に，東側，西側は宅地に，南側は市道に接しています。土砂流出，雨水排水，日照・通風等については，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで，事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農政係長 補足説明いたします。

一般基準につきましては、先程の4条許可申請と同様に、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番、2番、3番の農地区分に応じた許可基準につきましては、他のいずれの要件にも該当せず、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが合意に至らなかったとのことです。

審議番号4番につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の『都市計画用途地域内農地』に区分されます。

以上のことから、申請がなされた4件の転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第15号 農地法第5条許可申請に対する許可については、所有権移転の4件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第15号に係る案件については、所有権移転の4件について、申請どおり許可することに決定されました。

議長 次に、日程第8 議案第16号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農政係長 説明いたします。65頁～68頁を御覧ください。「所有権移転」です。譲渡人は、東京都の〇〇〇〇さん、譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん

外 11 件です。

田 4 筆 3,314 m<sup>2</sup>, 畑 33 筆 35,055 m<sup>2</sup>の合計 37 筆 38,369 m<sup>2</sup>で、理由につきましては、規模拡大 10 件、受贈 2 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては、田は全て無償での取引で、畑が 297 千円から 1,000 千円で、地域別では、穎娃地域 8 件、知覧地域 4 件です。

続きまして、70 号～94 号の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 176 件です。

設定面積は、田 74 筆 65,923 m<sup>2</sup>, 畑 194 筆 289,504 m<sup>2</sup>の合計 268 筆 355,427 m<sup>2</sup>で、穎娃地域 57 件、知覧地域 21 件、川辺地域 99 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、件数が 60 件、設定面積は、田 5 筆 5,438 m<sup>2</sup>, 畑 79 筆 135,595 m<sup>2</sup>の合計 84 筆 141,033 m<sup>2</sup>で、穎娃地域 6 件、知覧地域 11 件、川辺地域 43 件となっております。

続きまして、96 号～101 号の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇(〇〇〇〇)さん相続人代表 〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 35 件です。

設定面積は、田 35 筆 19,205 m<sup>2</sup>, 畑 31 筆 37,910 m<sup>2</sup>の合計 66 筆 57,115 m<sup>2</sup>で、穎娃地域 16 件、知覧地域 4 件、川辺地域 16 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につきましては、件数が 4 件、設定面積は、田 2 筆 672 m<sup>2</sup>, 畑 15 筆 21,699 m<sup>2</sup>の合計 17 筆 22,371 m<sup>2</sup>で、穎娃地域 1 件、知覧地域 3 件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定のうち、〇〇委員が 113 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。  
議案第 16 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転と使用貸借利用権設定の全案件、賃貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第 16 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 16 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、〇〇委員の退室を求めます。

( 1人 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。  
議案第 16 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 16 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員、の入室を許可いたします。

( 1人 入室)

議長 〇〇委員、に報告いたします。議案第 16 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議長 次に、日程第 9 議案第 17 号 非農地証明願いについてを議題といたし

ます。まず、現地調査員の報告を求めます。東垂水勝秀委員お願いします。

### 東垂水勝秀委員

報告いたします。103 ㊦の審議番号1番です。関連資料は104 ㊦から107 ㊦になります。

申請人は、南さつま市の〇〇〇〇です。

申請地は、頰娃町〇〇の〇〇〇〇番〇 外8筆、畑9,274 m<sup>2</sup>で、〇〇〇自治会北側に位置します。

平成20年10月に〇〇〇〇から経営を引き継ぎましたが、農地法の内容を十分理解しておらず、経緯が明確でない部分もあったことから、現況のまま農地として利用しておらず、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番の3筆は耕作することなく管理が行き届かないまま、竹、雑草が生い茂り原野の状態で、8742番3は雑木が生い茂り山林の状態で現在に至っています。〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番の5筆は昭和62年頃に〇〇等が建築され現在に至っています。農地への復元は著しく困難であり、周囲の状況からみて、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農政係長 補足説明いたします。

非農地判断につきましては、107 ㊦の市の非農地に係る取扱基準第5条第2号ア) からウ) の規定に基づきまして、宅地については建物が完成してからの経過年数、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数、原野については雑木、雑草等の植生の状態を考慮した上で、申請地は、農地への復元は著しく困難であるとともに、周囲の状況からみて、また、経営を引き継ぐ〇〇〇〇は農地所有適格法人の要件を満たしていないことから今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。  
議案第 17 号 非農地証明願いについては，申請理由からしてやむを得ないものとして，申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
よって，議案第 17 号については，申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 次に日程第 10 議案第 18 号事務局職員の任命についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

農政係長 ( 説明する )

議 長 これより審議をおこないます。質問，御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問，御意見がございませんので採決いたします。議案第 18 号事務局職員の任命については，原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって，議案第 18 号については原案どおり承認されました。これについては，4 月 1 日の発令となります。

議 長 次に，日程第 11 南九州市男女共同参画審議会委員の推薦についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

農政係長 資料の 111 頁になります。

添付資料のとおり，まちづくり推進課より南九州市男女共同参画審議会の委員推薦依頼がありました。

この委員は，令和 2 年から 3 年度の 2 年間，外菌推進委員にお願いをしていたところですが，今年の 3 月 31 日をもって任期満了となります。

このことから、先般、会長・職務代理・事務局で協議し、新たに高江推進委員を推薦したいと考えておりますので、御承認をお願い致します。

なお、高江推進委員からは、皆様からの御承認が得られれば引き受けて下さるとの承諾を得ております。よろしく願いいたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました農業委員会からの委員の推薦については、高江推進委員を推薦したいとのことですが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。  
審議会委員は、高江推進委員を推薦するという事でよろしいでしょうか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
よって、日程第 11 については、審議会委員は高江推進委員を推薦するという事でまちづくり推進課へ報告いたします。

議 長 次に、日程第 12 令和 4 年度農業委員会当初予算についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

農政係長 ( 説明する )

議 長 これより審議をお願いいたします。質問、御意見はございませんか。

本木下委員 114 ページの農業委員、推進委員の報酬費の関係なんですけれども、昨年と同額の計上ですけれども、令和 4 年度から農業委員、推進委員の活動充実、強化が示されて、本日若干 15 日から 8～12 日がいいですよと示されたわけですが、それに伴う市の条例改正が必要ではないかと考えますけれども、どうでしょうか。

農政係長 最適化の追加報酬については、今まで活動実績が 3、成果実績が 7 の割合で交付金がでておりましたが、これが逆になり活動が 7、成果が 3 になります。この前の総会で言った月 15 日の活動を目標として下さいとお願いしましたが、日にちが件数でいくことになりましたので、今まで月 1 日 8 時間と

いう活動だったんですが、3分でも5分でもいいので件数を増やしていくことになりました。日数としては国が示しているのは13日以上、8～12日、6～7日で評価が低くなり、県としては8～12日を目標にさせていただきたいとのことです。報酬につきましては、現在活動実績については6千円、成果実績を14千円で2万円の12月で24万という上限にしていますが、来年度の金額が示されていませんので、示された時点で条例を改正し、報酬の上限を上げる予定でございます。

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 次に、日程第13 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

農政係長 (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和4年第3回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

農政係長 「一同礼」

閉 会 午後3時15分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長

会議録署名委員 8番

---

会議録署名委員 10番

---